

石川県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等 に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要であることから、県は、石川県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱に基づき、障害福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)が、感染防止対策を徹底し、必要な障害福祉サービス等を提供できるよう、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害福祉サービス事業者」とは、施設・事業所等を運営する法人をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、県とする。

(事業内容)

第4条 補助金の対象となる事業は、以下のとおりとする。

(1)障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①から④に該当する施設・事業所を対象とする。

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所
- ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所
- ③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く)
- ④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

イ 助成額(基準単価)及び対象経費

「別添1」に規定する。

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

以下の①又は②に該当する施設・事業所を対象とする。

- ① 3の(1)のアの①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

イ 助成額(基準単価)及び対象経費

「別添1」に規定する。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、様式1による申請書兼実績報告書に様式2及び様式3の関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、障害福祉サービス事業者が、同一法人内の施設・事業所の実績をとりまとめ、一括して行うものとする。

(交付決定及び交付額の確定)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、申請があったときは、当該申請書兼実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、次条に定める事項を条件に補助金の交付決定及び交付額の確定を行うものとし、申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 一 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- 二 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- 三 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- 四 この補助金に係る対象経費に消費税及び地方消費税を含めて申請を行った障害福祉サービス事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)には、様式 4 により速やかに知事に報告しなければならないこと。
- 五 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書

類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

六 この補助金に係る対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの交付を受けてはならないこと。

（請求書の提出）

第8条 県から直接、補助金の支払いを受けようとする障害福祉サービス事業者は、様式5による請求書を提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項及び補助金の交付に関し、必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年11月8日から施行する。

なお、本要綱の施行をもって、令和4年7月1日施行「石川県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」（障福 1296 号）は廃止する。